

企画提案応募要領

1 委託業務名

不発弾等対策安全・普及啓発に係る周知広報業務

2 委託業務の期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）

3 委託業務の目的

先の大戦で沖縄県にて使用された弾薬のうち、今なお1,800トン余りの不発弾が埋没していると推定されており、不発弾等の処理・探査を促進するため、公共工事や民間工事における不発弾探査の実施等に取り組んでいるが、建設工事中に不発弾が発見される事例のほか、畑の草刈り中等日常生活の中で発見される事例もあり、県民の生命・財産に与える不発弾の危険性は続いている。

このような状況を踏まえ、以下3点を目的とし、戦後80年祈念事業の1つとして本事業を実施するものである。

- 広く県民に、不発弾の危険性及び不発弾探査の必要性等を啓発する
- また、戦後80年を機に不発弾処理を通して戦争が後世にもたらす影響等について県民の理解を深める
- これから住宅や民間施設等の建築を予定する方々を対象に、住宅等の開発における探査に要する経費を助成する「住宅等開発磁気探査支援事業」を広く周知し、事業の申請に結び付ける

4 委託料の上限額

委託料の上限額は、9,082,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※ この金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

5 委託業務の内容

別添 企画提案仕様書のとおり。

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4第1項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
--

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始または民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (3) 自己または自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については、資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社もしくは第三者の不利な利益をはかる目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - カ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 所得税または法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (5) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、事業内容を的確に実施できる能力を有すること。
- (10) 沖縄県内に本店または支店を有する法人であり、担当者を複数人配置し、本事業に係る統制及びその他事務の遂行など、業務進捗状況や業務内容等に関する打合せに円滑に対応できる履行体制を有する者であること。
- (11) 今回の委託業務を遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。
- (12) 過去に、国、沖縄県及び市町村または民間企業における周知広報業務の受託実績を有する、若しくはその能力を有する者であること。
- (13) 共同企業体で実施する場合は以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する法人が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成するすべての法人において、事業を円滑に推進する能力を有する1名以上の主たる担当者を割り当てること。

- ウ すべての構成員が上記の応募資格 (1) から (8) までの要件を満たし、代表する法人が上記の応募資格 (9) から (12) までの要件を満たすこと。
- エ 共同企業体の構成員は、当該業務に応募する他の共同企業体の構成員となることはできない。

7 応募の手続

(1) 応募要領等の掲載

- ア 掲 載 期 間： 公募の日から令和7年6月20日（金）12時まで
- イ 入 手 方 法： 沖縄県ホームページの「公募・入札発注情報」⇒「広報・広告・イベント」⇒「令和7年度実施業務（広報・広告・イベント）」からダウンロード
- ＜公募ページ＞
- <https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025064/1025854/1029101.html>

(2) 企画提案書の提出について

- ア 提 出 期 限： 令和7年6月20日（金） 12時まで
- イ 提 出 書 類： 次の「8 提出書類」に定める書類
- ウ 提 出 部 数： 8部（正本1部、写し7部）
- エ 提 出 方 法： 持参又は郵送により提出すること。ただし郵送の場合は到着確認が可能な手段を取るものとし提出期限内に到着するよう送付すること。
- オ 提 出 先： 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県知事公室危機管理課

(3) 質問事項受付期間

- ア 受 付 期 間： 令和7年6月13日（金）17時まで
- イ 質 問 方 法： 別紙1「質問書」により電子メールで提出すること。
aa070700@pref.okinawa.lg.jp 受信確認をすること。
- ウ 回 答 方 法： 県のホームページに掲載する。

8 提出書類

- (1) 企画提案応募申請書……………【様式1】
- (2) 企画提案書……………【任意様式】
- (3) 会社概要（組織図、業務内容、資格等）……………【様式2】
- (4) 実施体制……………【任意様式】
- (5) 実績書……………【様式3】
- (6) 見積書……………【様式4】

注：見積の費目については、企画提案仕様書の「7(2) 経費の計上」を参照すること。

- (7) 誓約書……………【様式5】
- (8) 定款又は寄付行為

(9) 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類

(10) 滞納がないことの証明書

① 県税

主たる事業所等の所在地を管轄する事務所等が発行する課税されている全ての税目について滞納がない旨の証明書

② 国税

主たる事業所等の所在地を管轄する税務署が発行する納税証明書（その3の3）

※ 共同企業体の場合は構成員毎に、(3) 会社概要書、(5) 実績書を作成するとともに、共同企業体協定書（原本）を添付すること。

9 企画提案書等の仕様

(1) 提出書類は8(1)～8(10)の順で並べ、様式と様式の間には白紙（合紙）を挟み、白紙（合紙）にインデックスを付すこと。

(2) 8(2) 企画提案書は、A4判（色刷り可）横置きを基本とする。作成に当たっては、理解を容易にするため、イラスト・イメージ図等を使用してもよい。横書き、片面20ページ以内を基本とする。

※以下の項目順に記載すること

ア 事業の趣旨と企画提案のコンセプト

イ 関連事業実績と本事業との関係

ウ 実施体制図及び体制の考え方

エ 業務スケジュール

オ イベントの方法、時期、回数、場所等

カ 想定する活用メディア、時期、内容等

キ 「不発弾処理を推進する日（検討中・仮称）」について、実施可能な広報内容等

ク オ～キ以外に、本業務の趣旨に沿って実施できる広報活動等

ケ その他、自由記載

(3) 8(4) 実施体制については、関係者の役割・業務を明確にするとともに、業務担当者についての関連業務実績、関連保有資格を記載すること。

(4) 長辺2穴パンチ、クリップ止めで提出すること（ホッチキス、ファイル閉じ不可）

(5) 各書類には、表紙・目次・合紙を除いて、通し番号によるページを付すこと。

10 委託業者の選定方法

- (1) 沖縄県 知事公室 危機管理課において、第1次審査（資格及び書類審査）を行い、上位3者程度（第1次審査の状況等により増減することがある）を選定する。
- (2) 応募件数が3者未満の場合の第1次審査は資格審査のみとし、適格者全てを第2次審査（プレゼンテーション）の対象とする。
- (3) 第1次審査で選定された事業者に対しては、結果及び第2次審査実施日時を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。なお、結果等の通知は電子メールで行う。
- (4) 第2次審査は、提案書の内容や経費等について、沖縄県に設置する企画提案選定委員会において総合的な観点から審査し、提案内容等の優れた順で順位をつける。その後、企画提案選定委員会の意見に基づき、委託予定事業者を決定し、審査対象者全員へ結果を電子メールで通知する。

なお、第2次審査の日程は令和7年7月10日（木）午後を予定している。

(5) 選定にかかる留意事項

- ア 審査会場への入場者は3名以内とする。
- イ 審査時間は1者あたり35分とする。（プレゼンテーション20分、質疑応答15分）
- ウ 審査については、提出した企画提案書等のみを用いて説明することとし、資料の追加及びパソコン等の機器の使用は認めない。
- エ 企画提案選定委員会は非公開で行い、審査の経過状況、点数及び順位等に関する問い合わせには応じない。
- オ 審査の結果については、沖縄県が決定した委託予定事業者名のみ発表とする。
- カ 企画提案選定委員会により選定した事業者が辞退した場合又は県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて選定できるものとする。
- キ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。
- ク 審査に係る評価項目は別紙2を参照すること。

11 公募スケジュール

質問締切	6月13日（金）17:00
質問回答	6月17日（火）までに随時
応募書類の提出期限	6月20日（金）12:00
第1次審査	6月27日（金）予定
第1次審査結果通知	7月1日（火）予定
第2次審査	7月10日（木）予定

12 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（下記条文（抜粋）参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(沖縄県財務規則第101条第1項及び第2項各号抜粋)

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

13 その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 応募要領に違反すると認められる場合

オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 企画提案書や関連する事項について、提出後ヒアリングを行うことがある。

(4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、企画提案の主たる内容に影響しない軽微な変更を除き、原則認めない。

(5) 企画提案書等の作成・提出及びプレゼンテーションに要する経費等、本事業の企画提案に要した経費については、当該提案者の負担とする。

(6) 提出された書類については返却しない。

(7) 委託事業者の選定に当たっては、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するに当たっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

(8) 委託業務終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払う。

(9) 契約手続に関する費用は、受託する事業者の負担とする。

- (10) 契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合は、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行う場合がある。
- (11) その他、公募に係る詳細は、企画提案仕様書による。

14 問い合わせ先

〒900-8570沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県知事公室 危機管理課 不発弾対策班

T E L : 098-894-7890、F A X : 098-866-3204

メール : aaa070700@pref.okinawa.lg.jp